

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10号第3項各号に該当することを証明する書類について

- ・第3号、9号、10号の実務経験証明書は原本を提出してください（それ以外の確認書類は写しで可）。
- ・各種確認書類と姓が異なる場合は、戸籍抄本を提出してください。

受講資格		必要書類	免除科目
1号	保育士の資格を有する者	保育士（保母）資格証明書の写し	④、⑤、⑥、⑦
2号	社会福祉士資格を有する者	社会福祉士登録証の写し	⑥、⑦
3号	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの	<p>※現在、放課後児童クラブで勤務されている方は3号に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業証書または卒業証明書などの写し</li> <li>・実務経験証明書（参考様式1）</li> </ul>	
4号	教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第四条に規定する免許状を有する者	教員免許状の写し	④、⑤
5号	学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)	卒業証書または卒業証明書の写し ※左記学科を修めて卒業したこと証する書類	
6号	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者	大学院への入学が認められたことを証する書類	
7号	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	卒業証書または卒業証明書の写し ※左記研究科を修めて卒業したことを証する書類	
8号	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	卒業証書または卒業証明書の写し ※左記学科を修めて卒業したことを証する書類 ※日本語以外の書類についてはあわせて日本語訳を提出	
9号	高等学校卒業等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業証書または卒業証明書の写し</li> <li>・実務経験証明書（参考様式2：市町村長の証明印の入ったもの）</li> </ul>	
10号	五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実務経験証明書（参考様式3：市町村長の証明印の入ったもの）</li> </ul>	
	前年度一部科目修了者	前年度一部科目修了証の写し	前年度受講済みの科目

※1 第3号及び第9号の「実務経験2年以上」は総勤務時間2,000時間をめやすとします。

※2 当該年度の3月末までに「実務経験2年以上」（総勤務時間2,000時間をめやす）を満たす場合、申込み時点では2年を超えていない場合でも、研修の受講を可能とします。なお、見込みで受講をされる方については、実務経験証明書に要件を満たす日と総勤務時間数を必ず記入してください。

※3 第9号の「放課後児童健全育成事業に類似する事業」とは、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者を想定しています。  
例：放課後子供教室、地方公共団体や民間団体が実施する、児童の遊びの場を提供する事業（いわゆる「プレイパーク」や「民間学童」など、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行わずに実施している類似の事業など）